

避難所における ペット同行避難 ガイドライン

【飼い主・避難者用】

さつま町 総務課 危機管理係

はじめに

ペットを家族の一員として共に暮らす方が増えている今、大規模災害が発生した場合にペットの避難をどう考えるかは、非常に重要な問題です。

避難所は様々な事情や価値観を持つ被災者が共同生活を営む場所であり、ペットの受け入れについては、ペット飼育者と非飼育者との間に温度差があります。そのため、災害時にペットを巡るトラブルは少なくありません。

東日本大震災や熊本地震では、避難所においてペットの受け入れを拒否されたために車上生活を余儀なくされた事例や、いったん避難したもののペットのために家に戻って被災した事例が発生しています。その一方で、飼い主のマナーの悪さにより、避難所でトラブルが発生したという事例もありました。

このような事態を防ぎ、災害時に飼い主とペットの両方を守るためには、飼い主とペットが安心して避難できる環境を整えるとともに、避難所生活における飼い主の責任・義務を明確化しておく必要があります。

本ガイドラインは、ペットの飼い主の責任・義務について明確にするとともに、避難所におけるペットの受け入れ及び飼育管理の指針を定めるものです。

1. 避難所におけるペット対応の基本的な考え方

(1) ペットの定義

本ガイドラインにおいて、ペットとは、家庭で飼育している動物のうち、犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類及び爬虫類を意味します。ただし、特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含みません。（環境省ガイドラインに準拠）

したがって、牛や馬などの大型の哺乳類や、魚類・昆虫などは本ガイドラインの対象ではありません。

(2) 同行避難の原則

避難所へのペットの避難については、飼い主とペットの同行避難を原則とします。ただし、避難所生活を著しく害するおそれのある場合には、同行避難を認めないものとします。

同行避難とは、災害発生時に、飼い主が飼育しているペットと一緒に避難所等に避難することを意味します。避難行動を示す言葉であり、避難所において、飼い主とペットが同室で避難生活を送ることを意味するものではありません。

同行避難を認めない場合

- ・ (1) のペットの定義に該当しない生物
- ・ 普段から家庭で飼育していない動物（野良犬・野良猫等に給餌だけをしている）
- ・ 狂犬病ワクチンを接種していない犬
- ・ 飼い主が制御できず、人に危害を加えるおそれのある動物
- ・ 飼育ケージを持参しておらず放し飼いにする場合

(3) 同行避難可能な避難所

ペットの受け入れが可能な避難所は以下のとおりです。

- ① 鶴田中央公民館（さつま町神子666番地1）
- ② 薩摩農村環境改善センター（さつま町求名12753番地3）

※ただし、同行避難が可能な避難所まで逃げていては避難が間に合わない場合など、緊急を要する場合はこの限りではありません。（いったん避難を受け入れ、後にペット対応可能な避難所に移動することになります。）

(4) 飼育スペースについて

- ・ペットの飼育スペースは、避難者の居住スペースとは別の場所に配置します。
- ・ペットと同室の避難は原則として認めません。（動物アレルギーの方への配慮や、臭いや鳴き声による一般の避難者のストレスを防止するため）

※ペットとともに車中泊を行うことや、ペットは車内で飼育して飼い主は施設内に避難することも可能です。ただし、車内の気温管理などは飼い主の責任で行います。

○飼育スペースの写真



①鶴田中央公民館（ホール玄関ロビー）

②薩摩農村環境改善センター（ホール）

※飼育スペースにはブルーシートを敷きます。

(5) 飼育方法について

- ・ペットは必ずキャリーケースやケージに入れ、出さないようにすること
- ・エサの時間を決めておき、終わったら片付けること
- ・夜間はペットとのふれあいを控えること
- ・定期的に清掃を行い、臭いの発生防止に努めること
- ・犬の散歩で発生したフンは確実に片付けること
- ・建物の壁や床を汚さないように気をつけること

※万が一汚した場合は、飼い主の方が掃除をして、必ず職員に報告してください。

(6) 飼い主の義務・責任

避難所におけるペットの飼育は、飼い主自らが、自らの責任で行うものとします。

また、飼い主は「避難所におけるペット飼育について（別紙1）」を厳守するものとします。

2. 平常時の準備（避難するための準備）

（1）同行避難時に必要な資材の準備

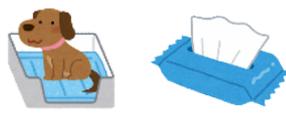
ペットの飼育に必要な物は、飼い主が自らで用意します。避難所にはペットフードを始めとするペット用品の備蓄はなく、支援物資が届くのに時間がかかるため、事前に十分な量を準備しておく必要があります。

（2）同行避難時に必要な資材（車などに載せておくとうまい）

- ・ ペットフード、飲料水・医薬品、療法食・普段使っている食器
- ・ ペットシーツや猫砂などのトイレ用品、排泄物や毛を処理するためのビニール袋
- ・ ブラシやおもちゃなど普段使っている道具・飼い主とペットの写真
- ・ 首輪、飼育ケージ、キャリーバッグ、リード・ハーネス
- ・ （犬の場合）愛犬手帳、狂犬病予防注射済票



ペットフード・水



ペットシーツ・トイレ用品



薬



飼育ケージ

（3）ペットの身元表示

災害時にペットと離ればなれになってしまったときなどのために、首輪や名札などで身元表示をしましょう。可能であれば、半永久的に識別可能な身元証明としてマイクロチップを入れておくことより安心です。

（4）ペットのしつけ

避難所には多くの人やペットが集まるため、人間や他の動物に慣れていないペットにはストレスとなることがあります。避難所での生活によるペットのストレスを軽減するため、普段から積極的に人と触れ合わせ、様々な音や物に慣らしておくことが望ましいです。

また、むやみに吠えたり、人に危害を加えたりしないように日頃からしつけをしておくことや、いざというときに大人しくケージに入れるように、日頃からケージやリード・ハーネスに慣らしておくことも重要です。

（5）健康管理

動物由来の感染症が避難者や他のペットに感染しないよう、各種ワクチンの接種や寄生虫の駆除などを普段からしておきましょう。繁殖・発情を防止するため、不妊・去勢の処置を済ませておくことも重要です。

3. 災害発生時の対応

(1) 災害発生直後の対応

飼い主は、まずは自らの安全の確保を最優先とし、次いで、下記の手順で避難所等への同行避難を開始します。

ペット同行避難の手順

1	ペットとの避難生活に必要な物を持ち、最寄りの同行避難が可能な避難所へ一緒に避難する。 ※あらかじめ、同行避難が可能な避難所を確認しておいてください。
2	避難所で受付を行い、配布されたペット飼育者名簿（様式1）、個体識別表（様式2）を記入する。 ※記入は事後となることもあります。 ※車中で飼育する場合も、ペット飼育者名簿に記入してください。
3	ペット飼育スペースに移動する。
4	割り当てられたペット飼育スペースにおいてケージ等の設置（屋外の場合はリードによる繋ぎ止め）を行う。
5	設置が終了した後は、なるべく速やかに居住スペースに移動する。

(2) 避難生活中における対応

- ・避難所におけるペット飼育について（別紙1）を守って避難生活を行う。（特に、飼育スペースの管理・清掃については、飼い主が責任を持って行う。）
- ・ペットの餌やりや糞尿の処理など、ペットの世話をこまめに行う。
- ・他の避難者とトラブルが発生した場合は、職員に相談する。

(3) 飼い主同士の協力

持病や負傷などにより、自分のペットの世話をすることができない飼い主がいる場合は、他の飼い主で協力して飼育を行います。

(4) 飼い主の会

避難生活が長期化する場合、避難所の飼い主で「飼い主の会」を発足させます。

飼い主の会は、職員との連絡・調整、避難所内のトラブルの解決、飼育ルールについての確認や周知、当番制での飼育スペースの清掃、餌やペット用品の調達などを分担して行います。